



報道発表資料の配付日時 3月25日(金) 18時00分

発表項目 (行事名)	北朝鮮によるミサイル発射に関する緊急要請について	
概要	<p>1 要請日：令和4年3月25日(金)</p> <p>2 要請先：内閣官房長官 松野 博一</p> <p>3 要請者：北海道知事 鈴木 直道</p> <p>4 要請方法：北海道東京事務所職員が内閣官房に持参</p> <p>5 要請</p> <p>昨日、北朝鮮が日本海に向けてミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内で、北海道渡島半島の西方約150キロメートルに落下したものと推定されます。</p> <p>今般のICBM級弾道ミサイルの発射は、これまでの一連の発射とは次元の異なる重大な脅威であり、国民の安心安全、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認することはできないことから、本日、別紙のとおり緊急要請を実施しました。</p>	
参考		
報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)
	同時レク	
担当 (連絡先)	総務部 危機対策局 危機対策課 課長補佐 阿部 憲明 TEL 011-204-5014 内線 22-556	

内閣官房長官 松野 博一 様

北朝鮮によるミサイル発射に関する  
緊急要請

令和4年3月

北 海 道

令和4年3月24日14時33分頃、北朝鮮が日本海に向けてミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域内で、北海道渡島半島の西方約150キロメートルに落下したものと推定される。

今般のICBM級弾道ミサイルの発射は、これまでの一連の発射とは次元の異なる我が国地域及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、何ら事前の通報もなく、本土から約150キロメートルという地点に着弾させたことは、国民の安心安全、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて問題のある危険な行為である。

国際社会がロシアによるウクライナ侵略に対応している中であっても、北朝鮮は国際社会に対する挑発を一方向的にエスカレートさせるような発射を強行しており、断じて容認することはできない。

国においては、制裁も含め、日米韓を始め関係国との連携を強化し、我が国の平和と安全の確保に万全を期すこととしているところであり、今後、北朝鮮がこのような不測の事態も生じかねない暴挙を繰り返すことがないよう、以下の事項に適切に対処していただくことを強く要請する。

## 記

- 1 北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海を脅かすことから、北朝鮮に自制を求める毅然とした外交交渉を推進すること。
- 2 ミサイルの飛来・着弾事態に備え、必要な情報の収集分析及び警戒監視に全力を挙げるとともに、より迅速かつ的確に情報を伝達するなど、国民の保護を最優先とし、万全の措置を講じること。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木 直道